

発議案第4号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年6月19日

提出者	上越市議会議員	大島洋一
賛成者	同	山田忠晴
	同	池田尚江
	同	栗田英明
	同	近藤彰治
	同	内山米六
	同	橋爪法一

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところです。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものです。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要です。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要です。なお、都市部と過疎地域が混在する自治体においても同様の対策・施策の充実強化が必要であることから一部過疎制度が引き続き必要です。

よって、国会並びに政府におかれては、新たな過疎対策法を制定するとともに、制定に当たっては、同特別措置法第33条第2項に規定するいわゆる「一部過疎」の制度についても引き続き適用されるよう配慮いただくことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月19日

上越市議会